

| 参加団体・参加者 | 参加者発言内容 | 知事等発言内容 | 参加者の発言に対する県の考え方 | 担当課 |
|--|---|---|---|-------------------------------|
| <p>キッズアース</p> <p>福士 明子様 他3名 (東信地区)</p> | <p>○福島原発事故による放射能の子どもたちへの影響と対策について</p> <p>1 落ち葉の焼却について</p> <p>①県から落ち葉の焼却について自粛するように通知が出たが、軽井沢町ではこの通知が守られていない。落ち葉を焼却しないよう県で禁止するようにしてほしい。</p> <p>②林野庁が調理用の薪を燃やしてはいけないとの基準を示した。これを見ても軽井沢で行われている落ち葉などの野焼きは大変危険な行為である。煙が出ているところに子どもを連れて行きたくない。薪についてはどのようになっているのか。</p> | <p>・法的に禁止するようなことはできないが、きめ細かな測定はしていないといけない。いたずらに不安視する必要もないと思うが県も含めて住民と行政のコミュニケーションをとることが大切だと思う。全県的なテーマではなく地域的な課題であると思っている。県として地域と一緒にできることはやっていきたい。</p> <p>・(林務部)薪の基準については、林野庁から放射性セシウムの指標値として、40ベクレル/kgと定められたところであり、今後、サンプル調査を実施する予定である。</p> | <p>・落ち葉については、平成23年11月14日付けで市町村あてに放射性セシウムによる汚染が疑われるものは焼却を自粛するよう要請しましたが、特に汚染が懸念される佐久地域の市町村に対しては可能な限り落ち葉の焼却を行わないよう、周知の徹底について11月28日付けで再度要請したところです。引き続き市町村が適切な判断を行えるよう情報の提供等を行ってまいります。</p> <p>・薪の安全な取り扱いについては、平成23年12月27日にプレスリリースしています。</p> <p>・国から示された指標値・検査方法に基づき実施した検査及び国との協議の結果、佐久地域のうち、小諸市・小海町・川上村・南牧村・南相木村・立科町の全地域、佐久市・佐久穂町の千曲川以西の地域、及び佐久地域以外の地域で生産・保管されたものについては、安全な範囲としています。</p> <p>・生産者・流通事業者に対しては、生産した薪が指標値を超えていないことを確認したもの以外は販売しないよう要請していますが、上記地域で生産されたもの等は対象外です。</p> <p>・利用者に対しては、県ホームページに掲載する「薪の安全確認チェックリスト」により、安全な薪を使用するようお願いしています。</p> <p>・今後も引き続き、安全な取り扱いについて周知してまいります。</p> | <p>廃棄物対策課</p> <p>県産材利用推進室</p> |

| 参加団体・参加者 | 参加者発言内容 | 知事等発言内容 | 参加者の発言に対する県の考え方 | 担当課 |
|----------|--|--|---|--------------------------------------|
| | <p>2 放射能測定について</p> <p>①県は、軽井沢高校で23箇所測定するなど、かなりきめ細かく測定をしているが、航空機モニタリングの結果を受け県が11月12日（土）、13日（日）に行った測定は、測定箇所は多かったが地上1メートルで測定したものであった。よりきめ細やかな測定をした方がいいと思うが実施するつもりはあるのか。私たちが求めているのは、航空機モニタリングの確認ではなく子ども達を守るための計測である。子どもは背が低いので地上1メートルでは意味がないと思う。</p> <p>・県が東部小学校に計測にきたが、その際、こちらの方に高い場所があるので測ってほしいとお願いが、測ってくれなかった。県が測っているところは0.1マイクロシーベルトだったが、希望したところは0.3マイクロシーベルトある箇所である。</p> <p>・個人で測定器を持っている。県が測定しているときに自分の測定器を並べたところ、県の機械とほぼ同じ値を示していた。その計測器で測って高い場所があったから測ってくれとお願ひしたのに対応してくれなかった。</p> | <p>・県議会の提案説明でも言っているとおり、こどもが利用する施設については、さらにきめ細かく市町村と連携して取り組んでいく方向である。</p> <p>・（環境部）11月12日（土）、13日（日）に行った測定では地上1メートルで実施したがこれは、国が実施した航空機モニタリングで空から地上1メートルの放射線量を計測しているの、これと地上からの測定を比較をする必要があるため、地上1メートルとしたところである。</p> <p>・危ないと思うところを測定し、危なければ除染し、危なくなければそれでよい。</p> <p>・危ないか危なくないかについて国が示した基準が国民的な理解と信頼を得られていないので話が複雑になっている。先日、全国知事会があったので、国が責任ある対応をしてほしいと伝えたとこである。</p> <p>・学校給食については、12月から市町村を支援する形で検査を実施するつもりである。国は給食の検査に関する予算をとってあっても中身が決まっていな状態なので国に対してはスピード感を持って対応してほしいと話した。</p> <p>・（環境部）今回の空間放射線量の測定については、市町村が要望した箇所でも日程も公表した上で測定を実施したものであり、個別の対応は出来なかった状況である。</p> <p>この度の測定とは別に個別の対応については、できることは対応したい。</p> | <p>・平成24年1月1日から完全施行された放射性物質汚染対処特別措置法に基づき重点調査地域に指定された市町村においては、計画的に空間放射線量の測定・除染が行われます。</p> <p>長野県内には、重点調査地域に指定された市町村はありませんが、今後も県と市町村が連携して空間放射線量の測定を続けてまいります。</p> <p>・平成23年12月27日に軽井沢町において、放射能対策について住民と行政が意見交換を行うため、住民説明会を開催しました。</p> <p>・学校給食用食材の検査につきましては、検査希望のあった市町村教育委員会等において、学校給食に使用する頻度の高い食材で、主に東北、関東地域の農作物、畜産物及び水産物を選定し、昨年12月から県環境保全研究所の検査機器を使い、12回56検体の食材の検査を実施してまいりました。</p> <p>また、更なる検査体制の充実のため、平成24年4月からは「安全安心のための学校給食環境整備事業」を実施し、県内4つの教育事務所に検査機器を整備し、新たに保育所給食等の食材も検査対象に加える等検査体制の充実を図りました。</p> <p>引き続き検査の実施及び検査結果の公表により保護者等の不安を軽減し、学校給食への理解や安心を図ってまいります。</p> | <p>環境政策課 水大気環境課</p> <p>保健厚生課</p> |
| | <p>②町が測定すると、なぜか我々の測定した結果の6割くらいの結果になる。県と町の機械は同じものであるが、数値の取り方が違う。</p> <p>町の測定に立ち会ったとき、町は、現場で30秒後の値を1回だけ測っていた。県は、まずその場所で2分30秒間待って測定器をその場になじませ、その後30秒間測定することを5回繰返しその平均を取っている。どう考えても県の方が精度が高い方法で行っている。</p> <p>最近、町の測定方法も改善されている。県の測定器と町の測定器を並べて一緒に測定してほしいと要望している。町は県が来てくれるなら機会をつくるといっている。</p> <p>町は学校や保育園の測定結果を保護者に通知しているだけで公表していない。私たちには一切知らされていない。千曲市や中野市では、除染前、除染後の数値がホームページで公表されているが、町は公表していない。</p> | <p>・（環境部）11月14日に開催した「放射線測定等に関する市町村との連絡会議」において県の測定方法を紹介し、市町村の測定の際の参考としていただきたいと話したところである。</p> | <p>・県と軽井沢町が使用している測定機器を持ち寄って測定を行い、同等の結果が得られることを確認しました。</p> <p>また、測定方法についても県と同一の方法となるよう県内市町村へ引き続き情報提供を行ってまいります。</p> <p>なお、測定結果については、現在軽井沢町のホームページで随時公表されております。</p> | <p>水大気環境課</p> |

| 参加団体・参加者 | 参加者発言内容 | 記事等発言内容 | 参加者の発言に対する県の考え方 | 担当課 |
|----------|---|--|---|-------------------------|
| | <p>3 除染の基準について</p> <p>・10月21日に国から「周辺より放射線量が高い箇所への対応方針」が出された。この中で地表から1メートルのところで周辺より1マイクロシーベルト高い箇所が発見された場合は文部科学省に連絡いただくとともに可能な範囲で簡易な除染をしていただくように」とされている。</p> <p>文部科学省に問い合わせたところ、1マイクロシーベルトは除染の基準ではなく、文部科学省に連絡していただく際の目安であるとの回答であった。</p> <p>除染の基準はどうかと聞いたところ、除染の目安は毎時0.23マイクロシーベルトであるといっている。これは8月26日に発表された「除染の推進に向けた基本的考え方」に示されている年間1ミリシーベルト以下を目指すということから算出される数字である。</p> <p>県では地表で1マイクロシーベルト以上を除染の目安としているが、年間1ミリシーベルト以下を目指すのであれば県の毎時1マイクロシーベルト以上を除染するという基準は高すぎる。もっと基準を厳しくしてほしい。</p> <p>現在環境省がパブリックコメントを取っているが除染の基準は面的なものであるが地表から50センチから1メートルのところで0.23マイクロシーベルトとする予定とのことである。</p> <p>県が国よりも厳しい基準とするならば、局所的なところであっても地表で0.23マイクロシーベルトとしてほしい。</p> | <p>・除染は基本的には市町村がやることであるが、県と市町村が連携してやれることはやりたいと思っている。</p> <p>・国は1メートルのところで考えている。1メートルの高さと地表面では大分違うので、ダブルチェックとして両方の基準を作ればいいのではないと思う。</p> | <p>・放射性物質汚染対処特別措置法に基づく重点調査地域に指定された場合には、地表50センチメートルから1メートルの高さで放射線量を測定し、その結果が平均して1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上となる区域では計画的な除染等の措置がとられることとなります。</p> <p>長野県内には重点調査地域に指定された市町村はありませんが、引き続き県と市町村が連携して空間放射線量の測定を実施してまいります。</p> | <p>環境政策課 水大気環境課</p> |
| | <p>4 内部被ばくについて</p> <p>・内部被ばくについて、10月28日に新しい暫定基準の指針が示されたが、体内被ばくだけで年間1ミリシーベルトとされているが、体外被ばくを含めた基準としてもらいたい。新潟県が11月2日に国に要望を出しているが、長野県でも要望を出してほしい。</p> | <p>・知事会でも国に対して厳格な対応を求めたが、今の考え方では国民の理解と協力を得られていない状況と思う。国に対して言わなければいけないことはもう少し具体的に言っていきたい。</p> | <p>・食品中の放射性物質の規格基準が設定され、平成24年4月1日から適用されています。年代、性別毎に平均的な食品の摂取量や放射性物質の影響度を考慮し、また新たに子どもへの影響度も考慮し設定されたもので、飲料水や牛乳、乳児用食品は一般食品よりも厳しい基準となっています。食品の試験・検査事業におきまして、今後も流通食品の検査を実施し、基準値を超過する食品の流通防止に努めてまいります。</p> | <p>食品・生活衛生課</p> |